



平成 26 年 12 月 10 日

各 位

東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
株式会社 カービュー
代表取締役社長 兵頭 裕
(コード番号：2155 東証マザーズ)
問合せ先：取締役管理本部長 大塚 博康
電話番号：(03) 5859-6190

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 2 月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会をあわせて、以下「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 26 年 12 月 26 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成 26 年 12 月 26 日（金曜日）
- (2) 公告日 平成 26 年 12 月 11 日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.carview.co.jp/company/ir/>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

当社は、平成 26 年 10 月 22 日付当社プレスリリース「支配株主であるヤフー株式会社による当社株券等に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本臨時株主総会において、①当社が会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社となるために、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記議案①が決議され、上記議案①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記議案②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記議案②に係る本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることになる当社普通株式を有する株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そこで、当社は、本臨

時株主総会と同日に本種類株主総会を開催するため、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定することとしております。

なお、本株主総会の開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上